

2021年10月29日

岡本硝子株式会社

## 取締役会の実効性に関する評価結果の概要

当社は、取締役会に期待されている機能が適切に果たされているかを検証し、その向上を図っていくために、2016年10月、最初の実効性評価を取締役、監査役及び執行役員への質問票により実施いたしました。

今般、取締役会の実効性の評価を毎年行うこととし、2021年の取締役会の実効性評価は、2016年10月の評価結果を再検証することで実施いたしました。

下記に2016年10月及び2021年10月の取締役会の実効性に関する評価結果の概要を公表いたします。

### 記

#### I. 取締役会の実効性に関する評価結果（2016年10月）

##### 1. 評価の方法

取締役会の実効性に関する質問票を取締役、監査役及び一部の執行役員に配布し回答を得ました。この回答について社外取締役及び監査役は取締役会の実効性に関する分析を行い、その分析について取締役会は審議いたしました。

##### (1)対象者

取締役7名、監査役3名、執行役員5名 計15名

##### (2)方法・内容

実施時期: 2016年10月17日

回答方法: 3段階評価+自由記入欄/記名式

評価項目:

- ①経営戦略について
- ②意思決定プロセスについて
- ③取締役選解任について
- ④企業価値の破壊防止について

##### 2. 分析・評価結果の概要

取締役会の実効性を「経営判断の原則に沿ったプロセスを取った上で、企業価値の向上のために必要なリスクを取る意思決定がなされていること」と捉え、適切な意思決定プロセスが実施されているか、企業価値の破壊防止について取締役会の不作為がないかという観点で評価を行いました。その結果、以下の観点から、取締役会の実効性は維持されていると判断いたしました。

- ・取締役会は、営業・技術・生産・管理の各分野に詳しい取締役により構成されており、これは企業価値の向上と破壊防止に資するものである。
- ・透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定のため、社外取締役を含む取締役は、必要に応じて会社に追加情報の提供を要求し、これに会社は適切に対応している。
- ・社外取締役は、事業全般の展開に関して、積極的な意見を発信している。
- ・長期方針に基づき中期経営計画が作成され、中期経営計画の戦略及び目標値は、毎年その進捗がモニタリングされている。

一方、取締役会の実効性を高め、企業価値を向上していくために、以下が取り組みを更に強化すべ

き課題と認識しました。

- i) 戦略間相互及び各戦略と重要施策の整合性・連携性の再確認
- ii) 経営判断の原則を踏まえて果断に決断
- iii) 取締役会の人材構成のベストミックス追及
- iv) 真に動機付けに資するインセンティブ・プランの設計
- v) 会社法の要求する広汎な内部統制活動への転換
- vi) 社外役員機能の発揮

## II. 取締役会の実効性に関する評価結果（2021年10月）

### 1. 評価の方法

2021年10月に取締役、監査役及び執行役員が一堂に会し取締役会の実効性の評価を行いました。まず、2016年10月のアンケート集計結果を参照し、現状において各質問項目につき、評価段階の変化があるか精査しました。

その後、2016年10月に取り組みを更に強化すべき課題とされた6点につき、改善状況を議論いたしました。

### 2. 分析・評価結果の概要

適切な意思決定プロセスが実施されているか、企業価値の破壊防止について取締役会の不作為がないかという観点で評価を行いました。その結果、以下の観点から、取締役会の実効性は維持されていると判断いたしました。

- ・評価項目（①経営戦略について、②意思決定プロセスについて、③取締役選解任について、④企業価値の破壊防止について）すべての段階評価について、2016年10月時点と比して、改善または維持されている。
- ・評価項目として直ちに追加すべき事項は認められない。

2016年10月に取り組みを更に強化すべき課題とされた点について、その後の改善の概要は以下の通りです。

- i) 戦略間相互及び各戦略と重要施策の整合性・連携性の再確認  
重要施策については、ロードマップを作成することで、戦略間相互の時間軸が一致するよう事前検討しております。
- ii) 経営判断の原則を踏まえて果断に決断  
重要施策については、複数リスクシナリオに基づいて事前検討しております。
- iii) 取締役会の人材構成のベストミックス追及  
取締役会での協議が継続しています。事業戦略に沿って必要となる取締役のスキルを整理することから始めることを予定しています。
- iv) 真に動機付けに資するインセンティブ・プランの設計  
2019年6月29日開催の株主総会決議により譲渡制限付株式報酬制度が導入されました。
- v) 会社法の要求する広汎な内部統制活動への転換  
2019年8月より内部統制委員会の名称をリスク対応委員会に改め、それまでの内部統制中心の活動から企業活動全般にわたる損失の危険の管理に重点を置くことにいたしました。
- vi) 社外役員機能の発揮  
2020年6月27日開催の株主総会決議以後は社外取締役を複数選任しております。

以上